平成２４年（フ）第１６号
岩手県釜石市甲子町第10地割159番地２　甲子町第６仮設団地２－５号室、住民票上の住所岩手県釜石市東前町10番１号
債務者　中村　裕樹
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１７号
岩手県釜石市甲子町第10地割159番地２　甲子町第６仮設団地２－５号室、住民票上の住所岩手県釜石市東前町10番１号
債務者　中村　明世
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１９号
盛岡市三本柳１地割17番地５　丸留荘Ａ－１号
債務者　橘　　和
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７４７号
熊本市画図町大字重富888番地33　７―311号
債務者　岩本百合子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７４８号
熊本市島崎１丁目15番９号
債務者　杉田　京子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７６３号
熊本県上天草市大矢野町登立12540番地25
債務者　木村　好秀
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７９５号
熊本市練兵町43番地
債務者　田中　真紀
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８３２号
熊本市清水亀井町４番３号
債務者　荒瀬　清司
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８４９号
熊本市龍田２丁目32番18号
債務者　有留　　恵
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第５８号
熊本市八幡５丁目６番７号　藤家アパート101号
債務者　中村　絹代
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１４７０号
神戸市中央区二宮町４丁目20番３号　プレザン新神戸802号
債務者　中尾こと　李　　英博
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６号
神戸市兵庫区氷室町２丁目12番18号　さつき荘、従前の住所神戸市兵庫区大開通８丁目１番21―302号
債務者　筒井　康博
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６７号
神奈川県横須賀市不入斗町１丁目68番地　パークシティー不入斗ＬＥＦＴ号室
債務者　大和久　萌（旧姓松野）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３５号
青森市大字合子沢字山崎51番地７　山崎荘Ⅱ―103
債務者　川嶋　　雄
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７６２号
埼玉県越谷市大字下間久里886番地72　コーポラス越谷202
債務者　石井　律子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
愛知県春日井市東野町西３丁目５番地１　県営松原住宅２号棟302号室
債務者　上園　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２００号
山口県防府市大字大崎231番地の１　県住Ｇ棟601号
債務者　難波　博孝
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係